

## 募集スケジュール(年4回)

	申込基準日	申込受付期間	助成決定通知
第1期	4月1日	4月1日～4月30日	5月中旬
第2期	7月1日	7月1日～7月31日	8月中旬
第3期	10月1日	10月1日～10月31日	11月中旬
第4期	1月1日	1月1日～1月31日	2月中旬

※土日祝日・年末年始などの三郷町役場の閉庁日は除きます。

## 申込時に必要な書類

	チェック欄
1 定住促進民間賃貸集合住宅家賃助成申請書	※1～3の書類は、 町ホームページより ダウンロードできます。
2 定住促進民間賃貸集合住宅家賃助成誓約書	
3 定住促進民間賃貸集合住宅家賃助成関連調査に関する同意書	
4 世帯全員の続柄が記載された住民票(発行日から3ヶ月以内のもの。)	
5 婚姻日が確認できる戸籍謄本(婚姻日の確認が必要な場合のみ。)	
6 世帯全員の住民税所得証明書若しくは非課税証明書(申請日現在において発行できる最新のもの。ただし、義務教育修了以前の子については不要です。)	
7 賃貸借契約書の写し	
8 賃貸借契約に係る重要事項説明書の写しまたは住宅要件を満たしていることが確認できる書類	

## 助成金の支払スケジュール

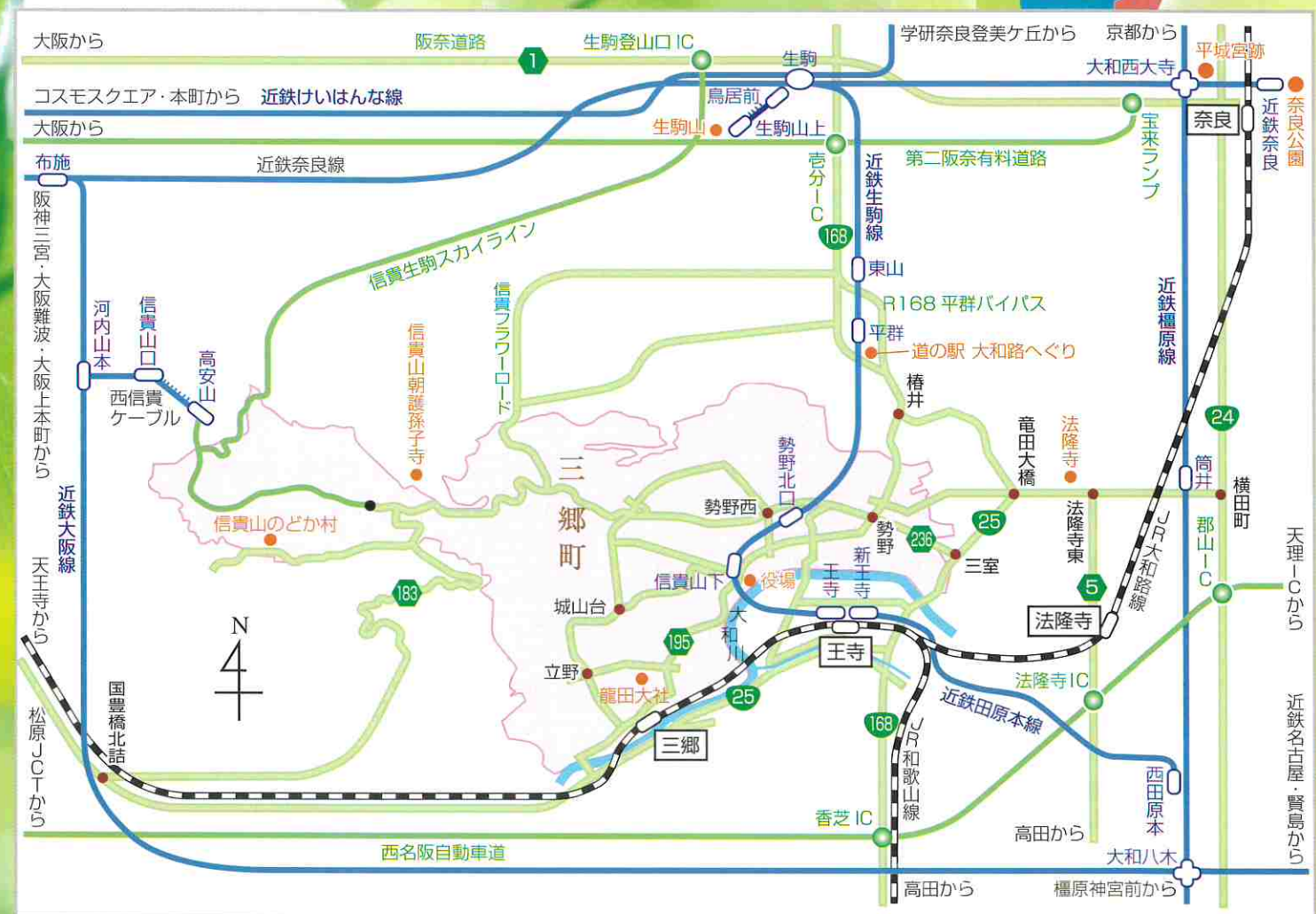
	対象月	請求期間	振込予定時期	振込予定額
年1回	4月～翌3月の家賃分	3月1日～3月31日	4月26日	12万円(1万円×12ヶ月分)

※請求期間内に請求がない場合や家賃の滞納がある場合は、助成金の交付は行いません。

# 《若年夫婦・子育て世帯限定》

# 三郷町家賃助成!

最大36万円!!  
月額1万円を最長3年間助成します



## お問い合わせ先・お申込み窓口

〒636-8535

奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号  
三郷町総務部まちづくり推進課

Tel:0745-43-7313(直通)(平日8:30～17:15)

Tel:0745-73-2101(代表)

Fax:0745-73-6334

三郷町ホームページ <http://www.town.sango.nara.jp/>



## アクセス

### JR三郷駅から

JR天王寺駅へ 約22分  
JR奈良駅へ 約18分

### 近鉄信貴山下駅から

近鉄生駒駅へ 約23分  
近鉄王寺駅へ 約2分

### 近鉄勢野北口駅から

近鉄生駒駅へ 約21分  
近鉄王寺駅へ 約4分

### JR王寺駅から

JR天王寺駅へ 約18分  
JR奈良駅へ 約15分

※乗り換え時間は含みません。

# 輝きと安らぎのあるまち「三郷町」で新しい生活をスタートさせましょう!

より多くの方に三郷町に住んでいただきたい…。そんな思いを込めて、平成26年度から新たに町内の民間賃貸集合住宅に転入された**若年夫婦世帯**と**子育て世帯**に「家賃助成」を実施します。助成対象者が負担する家賃に対し、**月額1万円を最長3年間**にわたり助成します。ご本人やお知り合いで対象となる方は、是非この機会にご利用ください。

申込基準日において、以下のどちらかの対象世帯であること。(申込基準日は裏表紙参照)	
<p><b>若年夫婦世帯</b> 夫婦の年齢の和が70歳以下であること。</p> <p>申込基準日において、次のいずれかに該当していること。</p> <p>(ア) 夫婦ともに町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から3年以内であること。</p> <p>(イ) 夫婦のいずれかが婚姻を契機として新たに同居を始めるために、町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。</p> <p>(ウ) 夫婦ともに平成26年4月1日以後三郷町に転入し、婚姻を契機として別の世帯を形成するため、交付対象住宅へ町内転居して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。</p> <p>(エ) 夫婦又は夫婦のいずれかが平成26年4月1日より前から町内で親族と同居していたが、婚姻を契機として別の世帯を形成するため、交付対象住宅へ町内転居して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。</p>	<p><b>子育て世帯</b> 申請者又は配偶者が未就学児を扶養し、同居していること。</p> <p>申込基準日において、次のいずれかに該当していること。</p> <p>(ア) 世帯の全員が町外から交付対象住宅に転入して1年以内であること。</p> <p>(イ) 夫婦のいずれかが婚姻を契機として新たに同居を始めるために、未就学児とともに町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。</p> <p>(ウ) 夫婦ともに平成26年4月1日以後三郷町に転入し、婚姻を契機として別の世帯を形成するため、未就学児とともに交付対象住宅へ町内転居して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。</p>
<p>(対象世帯)申込基準日において、いずれの対象世帯も以下の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 助成対象世帯の合計所得金額が797万2千円以下であること。</p> <p>(2) 生活保護法による保護の適用又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。</p> <p>(3) 世帯全員が町税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。</p> <p>(4) 夫婦のいずれかが過去に助成金を受けていないこと。</p> <p>(5) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>(6) 事業成果を検証するための調査等に協力できること。</p>	

住宅要件	チェック欄
1 家賃(共益費、光熱水費、駐車場代は除く)が月額4万円以上であること。 ※割引家賃が通用されている場合は割引後の家賃。	
2 自己の居住用に供する民間賃貸集合住宅であること。 ※民間賃貸集合住宅とは、住宅の所有者または管理者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供するもののうち、共同住宅及び長屋の用途に供するもので、以下の要件をすべて満たすものをいう。 ・1棟につき、2以上の戸数を有するものであること。 ・各戸が居間(台所と共有している場合を含む。)のほか、1以上の居住室を有するもの(各戸が賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものに限る。)であること。 ・各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているものであること。 ・建築基準法の基準に適合するものであること。 ・各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。 ※町営住宅、公営住宅、給与住宅は対象外。 (給与住宅とは、会社・官公署・学校等がその社員・職員・教員等を居住させる目的で整備または賃貸借する賃貸住宅)	
3 昭和56年6月1日以降の新耐震基準を満たす耐震性能があること。 ※上記より前の旧耐震基準で建築確認を受けている住宅の場合、耐震性能の証明が必要。	
4 申請者本人またはその配偶者が賃貸借契約を締結していること。	
5 1戸当たりの床面積(共用部分の面積を除く。)が、40㎡以上であること。	

## 手続きの流れ

